

令和8年度三戸町デジタル地域通貨
「さんのへP a y」加盟店決済機器等導入支援補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 町は、地域経済の活性化及び地域通貨の普及促進を図るため、地域通貨の決済システムを導入する加盟店に対し、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、三戸町補助金等の交付に関する規則（昭和52年規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）デジタル地域通貨 町内で流通させる目的で発行される電子的な通貨であって、スマートフォン等のアプリケーション（以下「アプリ」という。）又は専用のカードにより決済が行われるものをいう。
- （2）さんのへP a y 町のデジタル地域通貨をいう。
- （3）加盟店 町内で店舗等を有し、地域通貨を利用した決済を取り扱うことができるよう登録された事業者をいう。
- （4）決済機器等 地域通貨による決済を行うために必要なタブレット端末、スマートフォン、プリンター等の機器、その他関連機器をいう。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する加盟店とする。

- （1）申請時において「さんのへP a y」の加盟店となっている、または、加盟店になることを誓約する事業者
- （2）交付から原則3年間、「さんのへP a y」の加盟を誓約する事業者
- （3）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員でない者

（補助対象経費及び補助金の額）

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、アプリ決済及びカード決済に対応するために必要な決済機器等の導入に要する費用とし、別表に掲げる経費とする。

- 2 補助金の額は、補助対象経費の合計額に5分の4を乗じて得た額（千円未満の端数切り捨て）とし、50,000円を上限とする。
- 3 補助金の交付は、1店舗につき1回限りとし、決済端末は1台限りとする。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則第3条の規定にかかわらず、決済機器等の購入及び設置を完了したのち、町長が指定する期日までに、令和8年度三戸町デジタ

ル地域通貨「さんのへ P a y」加盟店決済機器等導入支援補助金交付申請書兼実績報告書（別紙様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

（１）所有者氏名、購入年月日、購入機種（製造業者名及び品名）、購入数量、購入金額及び購入先業者名が明記された証書の写し又はこれに準ずる書類

（２）その他町長が必要と認めるもの

２ 前項に係る申請期限は令和 9 年 3 月 1 0 日までとする。

（補助金の交付の決定及び額の確定）

第 6 条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容の審査を行い、補助金の交付の可否を決定し、速やかに、令和 8 年度三戸町デジタル地域通貨「さんのへ P a y」加盟店決済機器等導入支援補助金交付決定兼補助金額確定通知書（別紙様式第 2 号）又は令和 8 年度三戸町デジタル地域通貨「さんのへ P a y」加盟店決済機器等導入支援補助金不交付通知書（別紙様式第 3 号）により、申請者に通知するものとする。

２ 前項の規定により補助金の交付を決定したときは、前条の規定による令和 8 年度三戸町デジタル地域通貨「さんのへ P a y」加盟店決済機器等導入支援補助金交付申請書兼実績報告書の提出をもって、規則第 9 条の規定による実績報告があったものとみなす。

３ 同条第 1 項の規定により補助金の交付を決定したときは、規則第 1 0 条の規定による補助金の額の確定があったものとみなす。この場合において、補助金の額の通知については、同条第 1 項の規定による通知をもってされたものとする。

４ 申請者は、補助金の交付決定を受けたときは、令和 8 年度三戸町デジタル地域通貨「さんのへ P a y」加盟店決済機器等導入支援補助金請求書（別紙）を提出するものとする。

（交付決定の取消し等）

第 7 条 町長は、令和 8 年度三戸町デジタル地域通貨「さんのへ P a y」加盟店決済機器等導入支援補助金交付決定兼補助金額確定通知書を受けた者（以下「交付決定者」という。）が次のいずれかに該当すると認めた場合は、交付決定を取り消すことができる。

（１）偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたことが判明したとき。

（２）この要綱の規定に違反したとき。

（補助金の返還）

第 8 条 町長は、前条の規定により交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について既に補助金の交付をしているときは、当該補助金の返還を命ずるものとする。

（補助対象経費を超える額の受給の禁止）

第 9 条 交付決定者は、補助対象となる決済機器等について、国又は他の地方公共団体等が実施する決済機器等購入費にかかる補助を受けてはならない。

（補則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年10月2日から施行する。

別表（第4条関係）

名 称	例
決済端末	スマートフォン、タブレット端末
通信費	・プリペイド（物理）SIMのうち、月々の支払いを伴わないもの ・Wi-Fi ルーターの購入費 ・光回線接続工事費 ※月々の利用料は含まない
決済端末の附属機器	・レシートプリンタ ・タブレットスタンド
端末設定に関する手数料	

令和 年 月 日

令和8年度三戸町デジタル地域通貨「さんのへPay」
加盟店決済機器等導入支援補助金交付申請書兼実績報告書

三戸町長様

所在地：三戸町大字

名称：

代表者職氏名：

電話番号：

ご担当者職氏名：

上記補助金の支給を受けたいので、令和8年度三戸町デジタル地域通貨「さんのへPay」加盟店決済機器等導入支援補助金交付要綱第3条第2号の規定によりさんのへPay加盟店となることを誓約し、同要綱第5条の規定により、下記の書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額 円

2 対象経費 円

(関係書類)

- ・所有者氏名、購入年月日、購入機種（製造業者名及び品名）、購入数量、購入金額及び購入先業者名が明記された証書の写し又はこれに準ずる書類

別紙（第6条関係）

令和 年 月 日

三 戸 町 長 様

所 在 地：三戸町大字

名 称：

代表者職氏名：

令和8年度三戸町デジタル地域通貨
「さんのへP a y」加盟店決済機器等導入支援補助金請求書

三戸町デジタル地域通貨
「さんのへP a y」加盟店決済機器等導入支援補助金について、下記のとおり請求します。

記

金 _____ 円

金 融 機 関 名	
支 店 名	
預 金 種 目	
口 座 番 号	
フリガナ	
口 座 名 義 人	

様式第2号（第6条関係）

三総第 号
令和 年 月 日

様

三 戸 町 長

令和8年度三戸町デジタル地域通貨「さんのへP a y」
加盟店決済機器等導入支援補助金交付決定兼補助金額確定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった令和8年度三戸町デジタル地域通貨「さんのへP a y」加盟店決済機器等導入支援補助金について、下記のとおり交付決定したので通知します。

記

交付決定額

円

様式第3号（第6条関係）

三総第 号
令和 年 月 日

様

三 戸 町 長

令和8年度三戸町デジタル地域通貨「さんのへP a y」
加盟店決済機器等導入支援補助金不交付通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった令和8年度三戸町デジタル地域通貨「さんのへP a y」加盟店決済機器等導入支援補助金について、下記のとおり交付しないこととしたので通知します。

理 由

--

様式第4号（第8条関係）

三総第 号
令和 年 月 日

様

三 戸 町 長

令和8年度三戸町デジタル地域通貨
「さんのへP a y」加盟店決済機器等導入支援補助金返還請求書

あなたが受給した令和8年度三戸町デジタル地域通貨「さんのへP a y」加盟店決済機器等導入支援補助金については、下記により返還してください。

記

受給事業者	所在地	
	名称	
	代表者職氏名	
	電話番号	
返 還 額		
返 還 の 理 由		